【令和８年第３回定例会　まちづくり委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日　まちづくり委員長　仁平　克枝

○「議案第１１９号　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊関係条例５件の改正が市の事業に及ぼす影響について

５件のうち、４件は法改正に伴う条項ずれ等により規定の整備を行うものであり、建築協定条例についても、本市に適用事例が存在しないことから、いずれも条例改正による事業への影響は生じない。

＊建築協定条例における特定都市計画施設の管理者規定に係る市内の対象施設について

管理者規定に係る市内の土地区画整理事業地内に区分地上権が設定されている都市計画施設はない。

＊建築協定条例の改正に伴う建築協定締結時における手続の変更有無について

変更はなく、これまで通りの手続となる。

＊都市景観条例の改正に伴う景観審査の基準への影響について

景観審査の基準に影響を及ぼす改正内容ではない。

＊川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の改正に伴う影響について

条項ずれの整理であるため影響はない。

＊立地適正化計画の見直しの予定について

現時点において具体的な予定は決まっていない。令和１０年の都市計画マスタープランの改定による方向性を踏まえて、見直しについて検討していく予定である。

＊条例の施行日が関係条例により異なっていることについて

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の附則の規定により、条例によって施行日が異なっている。

≪意見≫

＊今後の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に当たっては、特定業務施設等誘導地区を導入しないでほしい。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１３２号　市道路線の認定及び廃止について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１４０号　令和８年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算」

≪主な質疑・答弁等≫

＊特定財源の繰越しにおける取扱いについて

墓地整備事業において、歳入歳出差引額として約４，０００万円の決算剰余金が生じたことから、補正予算により墓地整備基金へ積み立てるものである。

＊決算剰余金を一般財源ではなく墓地整備基金へ積み立てることについて

墓地整備基金は、基金条例に基づき墓地整備事業の財源に充てることを目的として設置されていることから、一般財源への繰入れは行わず、同基金に積み立てるものである。

＊決算剰余金を墓地整備基金へ積み立てる時期及び従来の取扱いについて

墓地整備基金への積立財源となる決算剰余金については、前年度決算の確定後でなければその額を確定することができないため、決算議案を審議する９月定例会において補正予算を計上するものである。

＊約４，０００万円の決算剰余金が生じた理由について

本件は、工事請負及び業務委託における入札差金並びに外部委託を予定していた業務を直営により実施したことにより生じたものであり、事業等の未執行によるものではない。

＊墓地整備基金の今後の見通しについて

早野聖地公園の整備工事の進捗に伴い、基金を取り崩して事業費に充当している状況である。今後、墓地整備及び用地取得の進捗により基金の積立てが見込まれるものの、早野聖地公園においては引き続き整備工事を進める予定であることから、歳出の増加が見込まれる。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「請願第４０号　等々力緑地再編整備に伴うテニスコートの休止期間撤回に関する請願」

≪請願の要旨≫

工事工程の見直しによりテニスコートの休止期間をなくし、継続的に使用可能とするとともに、工事計画及び進捗状況について市民への丁寧な情報公開を行うこと。また、休止期間が生じる場合には他施設の優先利用枠など、実効性のある代替措置を講じるとともに、利用者との意見交換を通じて市民の声を計画に反映することを求めるもの。

≪理事者の説明要旨≫

平成２３年３月に策定した等々力緑地再編整備実施計画に基づき、平成２７年から陸上競技場、野球場及び広場等の整備を実施してきた。また、平成２９年の都市公園法改正を踏まえ、民間活力の導入について検討を進め、令和４年２月には実施計画を改定し、令和５年３月から等々力緑地再編整備運営等事業を開始した。現在の等々力テニスコートは令和８年９月２４日に利用を停止する予定であり、緑地南側から緑地北側の下水処理施設の上部空間に新テニスコートを移転し、令和９年４月に供用を開始する予定である。新テニスコートには日よけ付き観覧席や周辺環境に配慮した照明設備を導入し、利便性及び利用環境の向上を図る予定である。下水処理施設の整備工事において仮設計画等の変更が生じ、新テニスコートに関する整備の着手がおよそ半年遅延し、

令和８年４月となった。現在のテニスコートの撤去について、開始時期の見直しを検討したが、施工人員の確保が困難となり、物価変動等で総事業費への影響が生じることが判明したため、見直しには至らなかった。公園利用者との意見交換の場として、事業説明会及び工事説明会を実施し、利用団体に直接ヒアリングを実施してきた。

請願に関する本市の見解として、再編整備事業の全体スケジュールの遅延及び工程の変更に伴い施工人員の体制の確保が困難であること、また、物価変動対応等により総事業費に影響が生じることから、当初の予定どおりに令和８年９月から現在のテニスコートの利用を停止し、撤去工事に着手する。工事計画については関係団体及び周辺の町内会等で構成する情報共有連絡会で説明し、市及び事業者のホームページに掲載するなど、適宜情報発信を行う。代替措置としては、等々力緑地周辺で代替施設の確保が困難であるため、市が管理する公共施設のテニスコートの利用促進を図る予定である。

≪主な質疑・答弁等≫

＊等々力テニスコートの年間利用者数について

年間利用者数は約１３万人である。

＊他施設における優先利用枠の設置等による代替措置の検討について

優先利用枠の設置については、他の施設利用者との公平性の観点や等々力テニスコートの利用者であったことの判別が困難であることから、優先利用枠は設けない予定である。

＊工事工程の管理及び情報公開について

新テニスコートの工事に関する工程の管理を徹底するとともに、情報公開を行い、早期の供用開始に向けて取り組む予定である。

＊下水処理施設の工事期間の変更を建設緑政局が認識した時期について

令和５年９月に上下水道局に工事請負業者から工事変更の報告があり、下水処理施設の整備工事の計画変更について、令和５年１１月に建設緑政局と共有した。

＊現在のテニスコートの利用停止に関する市民への説明状況について

令和６年４月に実施した工事説明会では、等々力緑地における施設の配置変更等の検討中であり、テニスコートの利用停止について確定していなかったため、利用停止に関する説明は行っていなかった。その後、令和７年４月に実施した工事説明会において市民に対しテニスコートの利用停止に関する説明を実施した。

＊代替施設の確保に向けた検討結果について

近隣の他都市の施設は利用料金が高額で、市民負担の増加が見込まれ、また、新たな代替施設の整備には相応の費用を要すること、さらには、教育機関にも協力を依頼したが、既存利用者の利用状況等を考慮すると新たな受入れは困難であるとの回答であったことから、代替施設の確保は困難であるとの結論に至った。

≪取り扱い≫

・市民への説明が十分ではなく、また、市は実効性のある代替施設の確保に向けて尽力すべきであることから、本請願は趣旨採択すべきである。

・代替措置の必要性について理解するものの、他のスポーツ団体への影響や財政負担等を踏まえ、本件は全ての競技団体の協力により進められている再編整備計画に基づくものであることから、本請願は不採択とすべきである。

・市民への丁寧な情報提供と説明責任の徹底は必要であるが、本件については関連する下水処理施設を含め、テニスコートの整備を着実かつ速やかに推進することが重要であることから、本請願は不採択とすべきである。
・工程変更に伴う人員確保の困難性及び近隣に代替施設がない状況を踏まえ、現行計画に基づく工事を着実かつ速やかに推進することが適当であることから、本請願は不採択とすべきである。

≪審査結果≫

賛成少数不採択